

岩手沿岸南部広域環境組合事務局設置条例

平成18年 4月21日 条例第4号

改正 平成26年 2月 5日 条例第1号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(補則)

第2条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月5日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。